

協力会社 各位

福島工業有限会社

各現場の業務規則・安全管理の徹底について

各協力会社様におかれましては工事における業務管理、安全管理、労働災害の防止について、平素より十分ご配慮いただいていることと思います。

弊社では、現場での業務規則の見直し、安全パトロールの実施等により、工事事務防止に努めているところであります。

しかしゼネコンから勤務態度の指摘があり、これまで以上の業務管理が必要となつてまいりました。また、昨年の12月よりちょっとした事故が多発しております。

つきましては現場内の労働災害はもとより公衆災害を未然に防止するため工事に関係する全ての作業員に対し事故防止の啓発を行うとともに下記の事項を周知、徹底していただきますようお願い申し上げます。

記

1. 朝礼後の一服は禁止
2. 休憩時間の厳守 10時00～10時30分、12時00～13時00分、15時00～15時30分
(夏期の場合例外あり その場合でも担当職長、または担当者の指示に従う)
3. 退勤時間について 退勤時間は基本17時00分
仕事の内容によっては早期退勤の場合もありますが、現場職長、または担当者から作業終了の知らせがあるまでは、切りがよくても片付けなど行う
4. 止むを得ない事情で早退をするときは現場職長または担当者に必ず報告する
5. 体調管理の徹底、体調不良の場合はすみやかに現場職長、または担当者に申し出る事
二日酔い、風邪等で出勤前から体調が悪い場合は入場禁止
6. ハーネス、安全帯の不良がないか確認、確認後、不良が見つかった場合、新しいもの買い替えてください 今後現場にて確認を致します(不良の場合、入場禁止)
7. 高所に上がる時は余計な物を持っていかない また工具には必ず落下防止を付ける

以上